

対象となる講習会を特定するため、講習会の名称・開催日を記載してください。

講師謝金等確認書

オンデマンド配信の場合は、二週間ごとに初回講演時の謝金の7割をお支払いします。オンデマンド配信の許諾を頂ける講習会の場合、初回の講演の際に支払った謝金の額を記入してください。

講習会名 _____

講習会開催日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【講演形式及び謝金】

講演形式 (該当する□にチェック)	謝金 (税別)
<input type="checkbox"/> A. 講演 (会場講演を含む)、同時配信及び見逃し配信	_____ 円
<input type="checkbox"/> B. オンデマンド配信 (見逃し配信を除く。)	_____ 円×0.7

【振込口座】

銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

住所・氏名、振込口座については、講師本人の直筆にて記載して頂くようにしてください。

①会場講演及びリアルタイム配信のハイブリット開催の場合、または②会場講演は行わずリアルタイム配信のみの場合は、A欄にチェックを入れてください。

①または②に加え、見逃し配信 (講演から二週間) 終了後のオンデマンド配信も許諾頂ける講習会の場合は、A欄、B欄のいずれもチェックを入れてください。但し、B欄にチェックを入れた場合でも、運用上は、オンデマンドを行う際、都度メールや電話などで講師に配信を行う旨確認をとるようにしてください。

住所 (自宅) _____

氏名 _____

本講習会の開催について、本確認書裏面の確認事項に同意し、本確認書に基づく謝金については、上記の銀行口座を振込先として指定します。

【講師】

基本的には生じ得ない問題ですが、理論上は、講演や講演資料の内容次第で、講習会の開催が第三者の知的財産権、名誉権、プライバシー権、営業秘密などの法的利益を侵害する場合もございます。当会において、事前に講演や講演資料、その権利関係など十分に把握できない場合もございますので、上記のような問題が生じないことを、念のため講師にお約束頂く条項となります。

講習会の受講者において、講演内容や配布された資料を利用して、講演で学んだ内容を復習したり、自ら実践したり、さらに研究することは当然に想定されることです。講師に都度確認する必要がないように、このような当たり前の利用が可能であることを念のため確認する条項となります。

確認事項

1. 本講演等について

(1) 本講習会の講師（以下「講師」といいます）は、本講習会における講演内容（以下「本講演」といいます）及び当該講演に用いたすべての教材・資料等（以下「本教材」といいます、本講演と総称して「本講演等」といいます）について、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」といいます）に対し、以下の各号に定める行為を許諾します。

- ①本講演のリアルタイムによるインターネット配信（以下「同時配信」といいます）を行うこと。
- ②本講演のオンデマンドによるインターネット配信（以下「オンデマンド配信」といいます、本講演より二週間に限り行われるオンデマンド配信を「見逃し配信」といいます）を行うこと。
- ③本講演の同時配信又はオンデマンド配信のため、本教材を複製し、公衆送信すること。
- ④本講演のため、本教材を複製し、本講演の会場内で配布すること。
- ⑤本講演のオンデマンド配信のため、本講演の録音・録画を行うこと。

※第1条第1項各号

(2) 講師は、本講演の聴講者（同時配信及びオンデマンド配信による場合を含む。）に対し、本講演の実践、研究及び復習等を行う目的の範囲内に限り、本講演等を無償で利用することについて、本会が再許諾を行うことができることを確認します。

(3) 講師は、本講演等の内容、及び本確認書に基づく本講演等の利用が、講師を除く第三者の権利又は法的利益を侵害するものでないことを保証します。

2. 謝金等について

(1) 本会は講師に対し、本講習会にける講演、本講演等の同時配信、及び見逃し配信に対する対価として、本確認書【講演形式及び謝金】A欄に記載の謝金を支払うものとし、なお、当該謝金には、これらの利用に付随して行われる第1条第1項各号に定める利用の対価も含まれるものとし、

(2) 本会は講師に対し、本講演等のオンデマンド配信（見逃し配信を除く。）に対する対価として、本確認書【講演形式及び謝金】B欄に記載の謝金を支払うものとし、また、オンデマンド配信の期間は一配信あたり二週間とし、一配信ごとに当該謝金が支払われるものとし、なお、当該謝金には、これらの利用に付随して行われる第1条第1項各号に定める利用の対価も含まれるものとし、

(3) 本会は、前二項に定める謝金について、別途合意する期日限り、講師の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとし、**いずれも所得税 10.21%を控除**。なお、支払手数料は本会の負担とします。

3. 協議

講師は、本確認書に基づく本講演等の利用を停止したい場合、本会に対し協議を求めることができるものとします。また、講師及び本会は、本確認書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとします。

以上

本講演終了後二週間以内の見逃し配信については、いずれの講習会においても許諾して頂くことが前提となります。見逃し配信終了後のオンデマンド配信については、B欄にチェックのある講習会のみ可能となります。オンデマンド配信の謝金については、本講演及び見逃し配信が終了したのちに再び配信を行う場合に発生し、オンデマンド配信期間である二週間ごとに謝金（初回講演時の謝金の7割相当額）を支払います。